

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

第64回

労務

(自爆営業)

Q 当社では、営業上の目標数値を達成するために、担当者にノルマを課しています。そして、ノルマを達成できない場合には、担当者に自腹で当社の商品を買ってもらっています。このような運用は法律に違反しないのでしょうか。ふと気がなつたので、教えてください。

A 会社が従業員に営業活動上のノルマを設定すること自体は、適法です。しかし、行き過ぎたノルマの設定や、ノルマ未達の場合に自社商品の買い取りを強制したり、自サービスの利用を強制したり、又は未達分を賞金から天引きしたりすると、違法になる場合があります。

自動車販売会社で新入社員が入社後に半ば強制的に会社が販売する自動車を購入させられていた事例、②大手ファミリーストランチェーンの店長補助の正社員がアルバイトによる注文ミスや料理の作り間違えが発生した際に経済的負担を強いられ、③セレクトショップの販売員が就職して間もなく制服として売り場の商品数着の購入を強制されていた事例、④ある県の農協で共同購買のノルマが過大で、あるために職員が共同購買を自ら契約し家族などにも共同購買を締結させていた事例、⑤食品関係の購買事業を展開する会社で季節商品のおせちなど食品関係の全ての商品に対しノルマが課せられていた事例、⑥エステサロンにおいて店舗の売り上げが店舗目標まで足りない月に従業員全員がエ

ステコースの自爆営業を強制されたくないエステのコースを20万円分ローンで購入させられていた事例など、問題となり得る多くの事例が報告されています。

自爆営業は適法か？

現在、自爆営業を直接規定する法律はありません。そのため、特定の営業手法が適法か違法かは、「具体的な行為態様が既存の法律に照らして適法か違法か」といった判断基準で検討されます。具体的には以下のとおりです。

自爆営業とは？

自爆営業という言葉があります。営業ノルマの達成のために、従業員が自腹で自社の商品を購入し、あるいは自社サービスの利用契約を締結する行為をいいます。従業員が会社の営業活動のために自腹で切る点で「自爆」という言葉で表現したものです。政府の規制推進会議でもこの問題が取り上げられており、その中で、①

商品の買取りや自社サービスの利用を勧誘したとしても、従業員が自らの自由な意思で、会社の商品を購入したり、会社が提供するサービスを利用したりすることは、適法です。

ノルマ未達に対して経済的なペナルティを設定すること

会社が従業員に対して営業ノルマの達成を約束させ、営業ノルマが未達の場合に一定の経済的なペナルティを設定しておくことは、違法です。労働基準法第16条は「使用労働者に対する不慮の範囲を超えたものであること、③それによりその雇用する労働者の就業環境が害されること(労働施策総合推進法第30条の2第1項)」という三つの要件に該当し、パワーハラスメントの問題に発展する場合があります。

会社が従業員に対して営業ノルマを設定すること

会社が従業員に対して営業ノルマを設定することは、適法です。労働契約において、会社が従業員に対して、一定の成果(売上や利益目標の達成)を期待することは自然なことで、それをノルマの形で目標に掲げる行為自体に、問題はありません。

労働者に、その全額を支払わなければならない」と定め、賞金の全額払いの原則を定めています。で、同規定に違反していません。

ノルマ達成に向けて過度なプレッシャーをかける強制すること

会社が従業員に対して過度なプレッシャーを与えて、本来義務のない会社の商品の買取りや契約の締結を要求した場合に、①職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であること、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであること、③それによりその雇用する労働者の就業環境が害されること(労働施策総合推進法第30条の2第1項)」という三つの要件に該当し、パワーハラスメントの問題に発展する場合があります。

会社が従業員に対して営業ノルマの達成を約束させ、営業ノルマが未達の場合に未達分を従業員

の給料から天引きすること、違法です。労働基準法第24条1項本文は「賞金は、通貨で、直接

する刑法第223条1項に該当し、強要罪が成立する場合があります。

過度な設定や強制の有無の確認

今回取り上げた自爆営業は、古くから存在しており、既に述べた事例以外にも、郵便局員の年買はがきの買取り強制(郵便局では以前は1万枚の販売目標が設定されており自爆営業により社員の8割が達成した経緯がある)や、ドラッグストアチェーンの店舗ごとに販売ノルマが設定されている事例などが報告されています。

上記で示したとおり、会社が従業員に対して、自社商品の購入や自サービスの利用を勧誘し、従業員が自らの意思で購入し、又は利用すること

は、生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する」と規定

自腹で違法ではありません。しかし、後日、従業員の自由な意思に基づいて行われたかどうかをめぐって争われたり、違法性を指摘されたりする可能性があります。

以上の内容に気になる点がある場合には、過度なノルマの設定や強要がされていないかを、この機会に一度点検してみてください。

札幌市中央区大通西11の4の22 第2大通 藤井ビル8F、電話011-210-7500
https://ambitious.jp